

地方自治法の一部を改正する法律の成立について（会長談話）

今国会において、「地方自治法の一部を改正する法律」が成立し、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国の地方公共団体に対する補足的な指示（以下、「国の補足的な指示」）の規定が盛り込まれました。

この国の補足的な指示に対しては、指定都市市長会として、地方自治体の自主性・自立性を尊重する観点から、極めて限定的なものとする、道府県知事の権限と財源のうち、適切と考えられるものを希望する指定都市に移譲すること、地域の実情に応じて、直接、指定都市に対して指示を行うこと、指定都市の実情を踏まえ、運用面も含めた適切な制度設計を行うことを求めてきました。

それを踏まえ、本法において、普通地方公共団体に対し、指示を行うことができると規定されたほか、「目的を達成するために必要最小限のものとする」ことや「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること。」などが衆参両院において附帯決議され、指定都市市長会の求めに沿った対応をして頂いたと考えております。

人口・人流が集中する指定都市などの大都市圏では国家的危機の事態において、国と指定都市が直接、情報を共有し、迅速かつ柔軟に対応することが必要です。引き続き、指定都市の実情を踏まえ、権限・財源の移譲を進めることを、強く要望します。

令和6年6月24日
指定都市市長会会長

久元喜造